

保育所等の入所申込に関する同意書

②

以下の内容についてよくお読みの上、ご署名をお願いします。

確 認 項 目	
①	「保育所等入園のご案内」を読み、内容について了解しました。
②	適正な保育料算定及び適正な保育の実施のため、保育支援課が次の関係部署より情報提供を受けること及び関係部署からの求めに応じ必要な情報を提供することに異議はありません。 (課税課、市民課、子育て応援課、地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、学校教育課及び入所希望施設)
③	内定後に入園月変更を希望した場合、一旦内定を取消した後に再選考となること及び内定した施設をキャンセルし、別の施設を希望した場合、随時選考の扱いとなることに異議はありません。
④	一次選考通過後の内定施設での面接において、申込時には申請していなかった医療的ケアやアレルギー等により特段の配慮・対応が必要な児童であることが判明し、その施設での保育が困難であると施設長が判断した場合は、一旦保留し、再選考となることに異議はありません。
⑤	住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、保育料の算定にその世帯員(同一の住所になる祖父母や同居人等)の課税情報が必要になった場合、申込書類に記載した個人番号をもとに市が調査した課税資料により確認されることの同意を得ています。
⑥	税の未申告や年末調整未済等により保育料の算定ができない場合は、必ず税の申告をします。また海外赴任による場合は、給与等の資料一式を求めに応じ提出します。
⑦	定められた保育料は期日内に確実に納付し、かつ特別な事情が生じ納付困難になった場合は、予め納付相談を受けるなど誠実に保育料納入の履行に努めます。
⑧	入所する施設が定める「きまり」や保育時間(就労時間+送迎時間)を守ります。
⑨	入所後、提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに保育支援課まで届け出ます。 特に、同居の家族構成や就労先の変更等、保育料算定や認定要件に関わる案件については、その事実があった時点まで遡って適用される場合があることに異議はありません。
⑩	次の事項に該当する場合は退所となることに異議はありません。 ・虚偽の内容を記載して利用申込書類等を提出した場合 ・特別の理由がなく定められた期間内に就労等せず、必要書類を提出しなかった場合 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合 ・特別の理由がなく1ヶ月以上登園しなかった場合

島田市長

令和 年 月 日

以上の内容に全て同意します。

住 所

保護者氏名
(保護者代表)

保護者氏名
(その他の保護者)